Ⅳ　対策の効果

１．自転車駐車場の確保による放置自転車の解消

駐輪需要に応じた自転車駐車場を確保することにより、自転車利用者に対しての周知や啓発を円滑に行うことができるようになり、また、周辺に自転車放置禁止区域（即日撤去の区域）を指定することが可能となるため、放置解消に向けた対策の実効性が高くなります。

また、受益者負担の導入直後は一時的に増加が予想される放置自転車に対応するため、放置自転車の撤去の強化を行い、自転車駐車場の利用を促します。これらにより路上に自転車を放置させない環境づくりができます。

- 都市景観の悪化、歩行や緊急車両の妨げとなっている放置自転車の解消
- 市民の自転車利用に関するマナーの向上

２．自転車を利用しやすい環境づくり

自転車駐車場利用収入を自転車対策経費の一部として活用し、自転車駐車場の整備や設備の充実を図り、放置自転車のない安全で快適な街づくりを行うことで、中心部内を安心して訪れることのできる環境づくりができます。

- 既存自転車駐車場の１台の駐車スペース拡張により快適に利用できる環境の向上
- 利用実態に応じた営業時間
- 照明灯、防犯カメラなど設備充実による安全性の向上

３．駐輪事業への民間参入

中心部では、用地確保に多額の費用がかかることから行政のみによる整備には限りがあります。市営自転車駐車場に受益者負担を導入することで、既存の民営有料自転車駐車場の活用や新たな民間事業者による駐輪事業への参入等で施設の増加が期待できます。

- 店舗等による集客効果を期待しての自転車駐車場整備
- コインパーキング等の自転車駐車場への利用転換

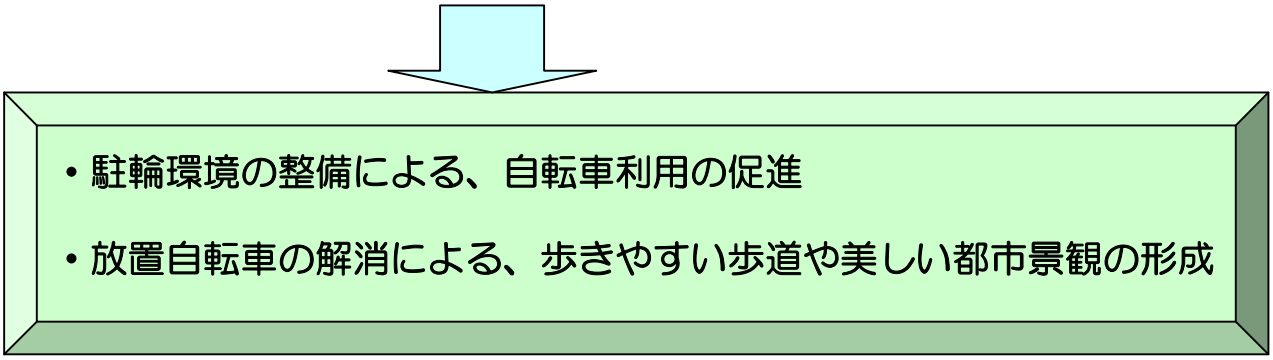

Ⅴ　おわりに

自転車は、目的地の目の前まで移動することができる非常に便利で、かつ環境にやさしい乗り物であります。しかし、路上等に放置されますと、歩行等の障害や景観悪化など様々な問題を引き起こします。

この放置自転車の解消は、自転車駐車場を充足させるなど自転車を路上に放置させない環境をつくることに加えて、駐輪指導等により自転車を路上等に放置しないという利用者のマナーの向上があり初めて実現します。

市営自転車駐車場の受益者負担の導入は、その収入を財源の一部として活用し、自転車駐車場の整備及び設備の充実ができ、さらには民間による新規整備も期待できることから、駐輪環境の改善を推進するものであります。

駐輪環境づくりが進み、自転車で中心部に安心して訪れることができるようになれば、熊本市自転車利用環境整備基本計画の基本理念である「自転車でお出かけしたくなるまちづくり」の実現に近づくものであり、自転車の利用者も更に増加し、中心市街地活性化等にも繋がります。

自転車は、近距離移動の交通手段の重要な一つです。今後も利用環境の整備等や利用マナーの向上など自転車対策の一層の充実を進めてまいります。